平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居612番地１
債務者　徳永　廣信
１　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
北海道苫小牧市字沼ノ端927番地の24
債務者　大森　美子（旧姓前島）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２号
宮城県亘理郡亘理町字舘南42番地16　アルファ舘南一番館102
債務者　今村　健一
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
仙台市若林区新寺４丁目７番８―202号
債務者　桑嶋　美波
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
宮城県黒川郡富谷町あけの平１丁目32番地24
債務者　齋藤　研一
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
秋田県大館市字鉄砲場76番地２
債務者　石田須美子
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１３３号
茨城県水戸市愛宕町11番17号
債務者　小林あかり
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
茨城県東茨城郡茨城町大字上雨ケ谷547番地２
債務者　栗城　研一
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
茨城県水戸市栗崎町2152番地
債務者　塚本　正伸
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
茨城県笠間市大郷戸60番地
債務者　石川　　満
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０号
茨城県小美玉市橋場美243番地
債務者　倉田　智晴
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
茨城県小美玉市羽鳥1352番地
債務者　海老澤哲男
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
茨城県ひたちなか市石川町21番１号　第１悠和寮
債務者　神田　正和
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
茨城県常陸大宮市栄町1218番地の３　ハイツ富士101号
債務者　中村美貴子（旧姓圷）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
茨城県水戸市住吉町192番地の38
債務者　西宮　治恵
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
茨城県筑西市一本松1581番地
債務者　正根知秀男
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３７２号
京都府八幡市男山香呂６番地　A33―102
債務者　大崎眞左子
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
京都府八幡市男山香呂６番地　A33―102
債務者　大崎喜代子
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係